

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	平成19年8月20日
【事業年度】	第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	エレコム株式会社
【英訳名】	ELECOM CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 葉田 順治
【本店の所在の場所】	大阪市中央区伏見町四丁目1番1号
【電話番号】	(06) 6229-1418
【事務連絡者氏名】	取締役 梶浦 幸二
【最寄りの連絡場所】	大阪市中央区伏見町四丁目1番1号
【電話番号】	(06) 6229-1418
【事務連絡者氏名】	取締役 梶浦 幸二
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 (東京都中央区日本橋茅場町一丁目4番9号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出しました第22期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

3 配当政策

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

(訂正前)

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

平成19年3月期の配当につきましては、上記方針に基づき平成19年6月26日開催の第22回定時株主総会において、1株当たり15円の配当（配当金の総額242,898千円）を実施することを決定しました。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に業務効率を高め、市場ニーズに応える体制を強化し、さらには、業容拡大を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

(訂正後)

当社は、剰余金の配当につきましては、将来の事業展開のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を継続して実施していくことを基本方針としております。また、1事業年度の配当の回数は期末配当の1回を原則とし、当該配当の決定機関は株主総会としております。

平成19年3月期の配当につきましては、上記方針に基づき平成19年6月26日開催の第22回定時株主総会において、1株当たり15円の配当（配当金の総額242,898千円）を実施することを決定しました。

内部留保金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上に業務効率を高め、市場ニーズに応える体制を強化し、さらには、業容拡大を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当社は「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる」旨を定款に定めております。

6【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) (2) (3) (4)

<省略>

(5) (6) (7) (8) 記載なし

(訂正後)

(1) (2) (3) (4)

<省略>

(5) 取締役の定数

当社の取締役は、10名以内とする旨を定款で定めております。

(6) 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席した株主総会において、その議決権の過半数の決議によって選任する旨を定款で定めております。

また、取締役の選任決議については、累積投票によらない旨も定款で定めております。

(7) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

① 自己の株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己株式を取得することができる旨を定款で定めております。

② 中間配当

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

(8) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会特別決議の定足数をより確実に充足できるようにするため、会社法第309条第2項に定める決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。